

### 令和6年6月より建設発生土の搬出先の確認が最終搬出先まで義務づけられます！

- (1) 事前に当該工事の搬出先が、盛土規制法の許可地であるか等を確認
- (2) (1)の結果を、再生資源利用促進計画の添付資料として**現場掲示**
- (3) 搬出先に、受領書の交付を求め搬出先を確認
- (4) 受領書の写しを**5年間保存**

令和5年  
5月26日施行

#### 令和6年6月1日施行

- (5) 元請業者は搬出先から更に他の搬出先へ搬出された場合（搬出先が右記①～④の場合を除く）には、最終搬出先まで確認した書面を作成し**5年間保存**

- ①国又は地方公共団体が管理する場所
- ②他の建設現場で利用する場合
- ③ストックヤード運営事業者登録規程により国に登録されたストックヤード
- ④土砂処分場（盛土利用等し再搬出しないもの）

#### ◆令和6年6月から始まる最終搬出先までの確認制度◆



登録ストックヤードに搬出した場合は  
最終搬出先まで確認することが不要となります



6月1日以降  
契約締結工事が  
対象です！



元請業者の義務であり  
発注者に確認の責務は  
ありませんが  
しっかり覚えて  
おきましょう！



### お知らせ

令和6年度（上期）静岡県建設発生土処理施設  
一覧表（5.1）をHPに掲載しました

次回のテーマは  
「ストックヤードとは？」です



### 建設発生土マッチングシステム運用状況

ユーザー登録数	530名
土が出る工事（搬出）	45件
土が欲しい工事（搬入）	13件
中間処理場	43箇所
	〈R6.5.1時点〉

- ◆手軽に登録・情報検索
- ◆無料で使用可能!!

<https://ssm-system.jp/>

# SSM

静岡県建設発生土マッチングシステム  
Shizuoka Surplus Soil Matching System

